

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社 柴山土建	笠間市吉岡152
2	昭和建設 株式会社	水戸市千波町1905

2 入札参加資格停止措置期間 令和3年8月18日から令和3年8月31日まで（2週間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

（株）柴山土建、昭和建設（株）及び（株）イワセ運輸機工は、茨城県水戸土木事務所発注の国道355号道路改良舗装工事において、令和3年7月10日、舗装部の路面切削に伴う清掃作業中、重機等による立入禁止措置区域内への立入防止措置の不徹底など不適切な安全管理の措置により、作業関係者が負傷（軽傷）する事故を生じさせた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第7項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（一般工事）」に該当する。
「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第7項ア 「安全管理の措置の不適切により工事関係者を負傷させたと認められるとき。」	当該認定をした日から 2週間